

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 国の動向

国では、平成18年の障害者自立支援法の施行を端緒に、障がい者福祉向上のための様々な制度改正や環境整備が行われてきました。平成30年には障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障がい者の就労支援や地域でも安心して生活できる社会の実現など、地域社会の理解と協力を得ながら取り組むことの重要性が増してきているといえます。

■ 障害者自立支援法施行以降の主な国の動き

年	主な制度・法律	主な内容
H18	障害者自立支援法の施行	・障がい種別ごとに異なっていたサービス体系の一元化 ・「障害程度区分」（現在は「障害支援区分」）の導入 ・サービス量に応じた定率の利用者負担（応益負担）の導入
H21	障がい者制度改革推進本部の設置（閣議決定）	・障害者の権利に関する条約の締結に必要な国内法の整備等、障がいのある人にかかる各種制度に関する検討を進めるために設置される
H22	【改正】障害者自立支援法の施行	・応能負担を原則とする利用者負担の見直し ・障がい者の範囲の見直し（発達障がいを追加）
H23	【改正】障害者基本法の施行	・目的規定および障がい者の定義の見直し ・地域社会における共生 ・差別の禁止
H24	【改正】児童福祉法の施行	・障がい児施設の再編 ・放課後等デイサービス等の創設
	障害者虐待防止法の施行	・虐待を発見した者に通報の義務づけ ・虐待防止等の具体的スキームの制定 ・障がい者権利擁護センター、障がい者虐待防止センター設置の義務づけ
H25	障害者総合支援法の施行（障害者自立支援法の改正）	・共生社会実現などの基本理念の制定 ・障がい者の範囲見直し（難病等を追加）
	障害者権利条約の批准	・障がい者に対する差別の禁止や社会参加を促すことを目的に、H18年に国連総会で採択された「障害者権利条約」を批准
H27	難病法の施行	・医療費助成の対象となる指定難病の範囲を拡大
H28	障害者差別解消法の施行	・障がいを理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止
	【改正】障害者雇用促進法の施行 ※一部平成30年4月施行	・雇用の分野における差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化 ・法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加える

年	主な制度・法律	主な内容
H30	成年後見制度利用促進法の施行	・成年後見制度利用促進基本計画の策定
	【改正】発達障害者支援法の施行	・発達障がい者支援地域協議会の設置 ・発達障がい者支援センター等による支援に関する配慮
	【改正】障害者総合支援法及び児童福祉法の施行	・障がい者の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
	障害者文化芸術推進法の施行	・障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進
H31	障害者文化芸術推進計画策定	・障がい者による文化芸術活動の幅広い促進 ・障がい者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化 ・地域における障がい者の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現
R1	【改正】障害者雇用促進法 ※令和2年4月施行	・障がい者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする
R3	【改正】障害者差別解消法	合理的配慮の提供義務の拡大
	医療的ケア児支援法	・子どもや家族が住んでいる地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ
R4	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法	・障がい者による情報の取得・利用・意思疎通にかかる施策推進にあたり、障がいの種類・程度の応じた手段を選択できるようにする
R5	障害者基本計画（第4次）策定	

（２）計画策定の趣旨

本市では、令和2年に障害者基本法に基づく「第3期栗東市障がい者基本計画」と、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「第6期栗東市障がい福祉計画（含 第2期栗東市障がい児福祉計画）」を策定し、障がいの有無に関わらず、すべての市民が支え合い・助け合いながら生活できる共生社会の実現を目指し、障がいのある人が慣れ親しんだ地域で自分らしく暮らすための様々な施策や福祉サービスの充実に取り組んできました。

令和5年度で第6期栗東市障がい福祉計画（含 第2期栗東市障がい児福祉計画）が終了となるため、2つの計画を策定するものとします。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠

① 第3期障がい者基本計画（令和3年度～令和8年度）

障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障がい者計画で、市の障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針、施策・事業を定める計画です。

② 第7期障がい福祉計画（令和6年度～令和8年度）

障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障がい福祉計画で、計画期間各年度の障がい福祉サービスや地域生活支援事業の見込み量や提供体制を定める計画です。

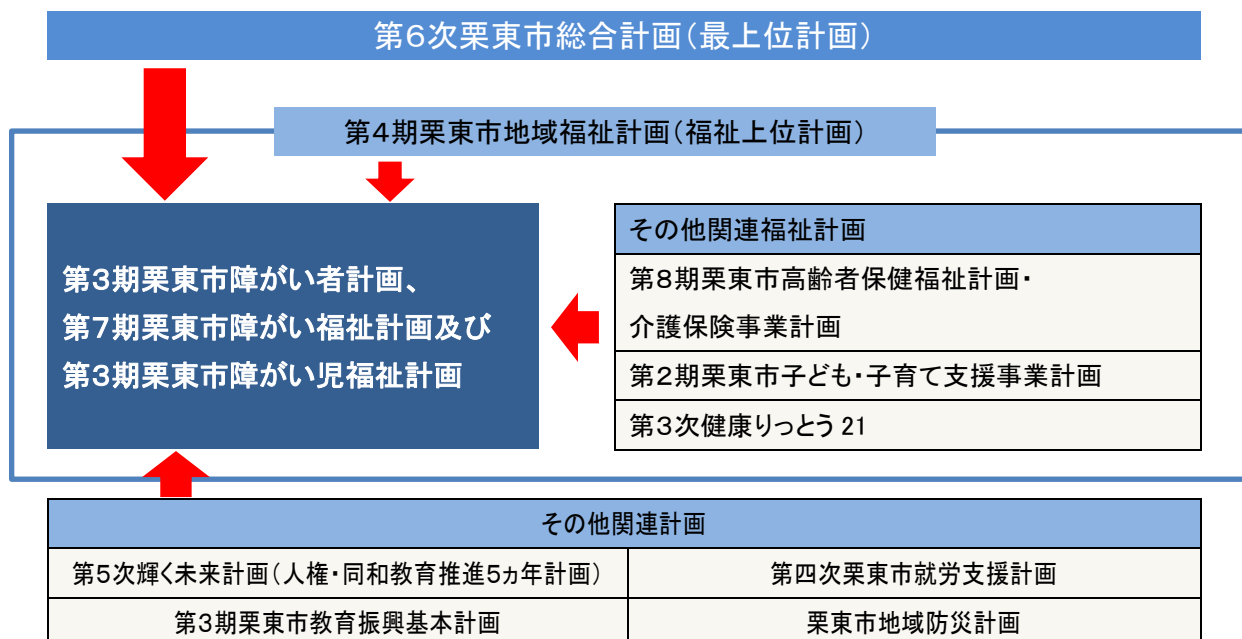
③ 第3期障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）

児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障がい児福祉計画で、計画期間各年度の障がい児通所支援及び障がい児相談支援の見込み量や提供体制を定める計画です。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画となる栗東市総合計画をはじめ、栗東市地域福祉計画、栗東市高齢者福祉計画、栗東市子ども・子育て支援事業計画、健康りっとう21、輝く未来計画、栗東市就労支援計画などの関連する他の計画との整合を保ちながら策定します。

■イメージ図



3

第5次障害者基本計画のポイント

■ 国の障害者基本計画（第5次）のポイント

①計画の位置づけ

政府が講ずる障がい者施策の最も基本的な計画（障害者基本法に基づき策定。また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定。）

②計画の期間

令和5年度からの5年間

③基本理念

共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める

④基本原則（変更なし）

地域社会における共生等・差別の禁止・国際的協調

⑤各分野に共通する横断的視点

条約の理念の尊重及び整合性の確保

共生社会の実現に資する取り組みの推進

当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

障がいのある女性、子ども及び高齢者の複合的困難に配慮した取組の推進

PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

⑥各分野における障がい者施策の基本的な方向

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

4

障がい福祉計画等に係る基本指針の見直しについて

障害者総合支援法および児童福祉法において、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障がい福祉計画」および「障がい児福祉計画」を定めるものとされています。

■ 国の基本指針見直しの主なポイント

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障がい者等への支援など、地域のニーズへの対応
- ・強度行動障がい者を有する者への支援体制の充実
- ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
- ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性を基本指針の本文に追記

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定等
- ・就労選択支援の創設への対応
- ・一般就労中の就労系障がい福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- ・地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・市町村における重層的な障がい児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
- ・地域におけるインクルージョンの推進
- ・都道府県及び政令市における難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組の推進
- ・都道府県における医療的ケア児支援センターの設置
- ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築
- ・障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進

⑤発達障がい者等支援の一層の充実

- ・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実
- ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施養成者の推進
- ・発達障がい者地域支援マネジャーの地域支援機能の強化、強度行動障害や引きこもり等の困難事例に対する助言等を推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの推進
- ・「地域づくり」に向けた取組の推進

⑦障がい者等に対する虐待の防止

- ・障がい福祉サービス事業所における虐待防止委員会や職員研修、責任者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、市町村による包括的な支援体制の構築の推進

⑨障がい福祉サービスの質の確保

- ・障がい福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
- ・都道府県による相談支援専門員、主任相談支援専門員及びサービス管理責任者等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施

⑩障がい福祉人材の確保・定着

- ・ICT やロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化や職場環境の整備の推進

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい(児)福祉計画の策定

- ・データに基づいた、地域における障がい福祉の状況の正確な把握

障がい児者にとって身近な地域で支援が受けられるよう事業所整備を進める観点からの、よりきめ細かいニーズ把握

⑫障がい者による情報の取得利用・意思疎通支援の推進

- ・障がい特性に配慮した意思疎通支援及び支援者の養成等の促進

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障がい福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込み量以外の活動指標の策定を任意化